

# 平成25年第1回七戸町議会臨時会 会 議 録

---

平成25年1月28日七戸町告示第2号で、平成25年第1回七戸町議会臨時会を2月1日上北郡七戸町議会議事堂に招集する。

---

平成25年2月1日 午後1時30分 開会  
平成25年2月1日 午後3時13分 閉会

---

## ○応招議員（16名）

議 長	16番	白 石	洋 君	副議長	15番	天 間	清太郎 君
	1番	疍	清 悦 君		2番	岡 村	茂 雄 君
	3番	附 田	俊 仁 君		4番	佐々木	寿 夫 君
	5番	瀬 川	左 一 君		6番	盛 田	恵津子 君
	7番	田 嶋	弘 一 君		8番	田 嶋	輝 雄 君
	9番	三 上	正 二 君		10番	松 本	祐 一 君
	11番	二ツ森	圭 吉 君		12番	工 藤	耕 一 君
	13番	田 島	政 義 君		14番	中 村	正 彦 君

---

## ○不応招議員（0名）

---

## ○町長提出案件

議案第1号 中部上北広域事業組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について  
議案第2号 中部上北広域事業組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について

---

## ○その他

会議録署名議員指名の件  
会期決定の件  
諸般の報告

平成25年第1回七戸町議会臨時会  
会議録（第1号）

平成25年2月1日（金） 午後1時30分 開会

---

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名の件  
日程第 2 会期決定の件  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 提出議案一括上程  
議案第1号から議案第2号まで  
（町長提出議案説明）  
日程第 5 議案第1号 中部上北広域事業組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について  
日程第 6 議案第2号 中部上北広域事業組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について

---

○本日の会議に付した事件

- 1、議事日程のとおり

---

○出席議員（16名）

議長	16番	白石	洋君	副議長	15番	天間	清太郎君
	1番	呷	清悦君		2番	岡村	茂雄君
	3番	附田	俊仁君		4番	佐々木	寿夫君
	5番	瀬川	左一君		6番	盛田	恵津子君
	7番	田嶋	弘一君		8番	田嶋	輝雄君
	9番	三上	正二君		10番	松本	祐一君
	11番	二ツ森	圭吉君		12番	工藤	耕一君
	13番	田島	政義君		14番	中村	正彦君

---

○欠席議員（0名）

---

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又	勉君	副町長	大平	均君
総務課長	似鳥	和彦君	支所長	米内山	敬司君
					（兼支所庶務課長）
企画財政課長	天間	勤君	税務課長	花松	了覚君



○開会宣告

○議長（白石 洋君） 本日は、お忙しい中ありがとうございます。  
ただいまの出席議員は、16名で定足数に達しております。  
したがって、平成25年第1回七戸町議会臨時会は成立いたしました。  
ただいまから、平成25年第1回七戸町議会臨時会を開会いたします。

---

○開議宣告

○議長（白石 洋君） これより本日の会議を開きます。

---

○日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長（白石 洋君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、13番田島政義君と14番中村正彦君を指名いたします。

---

○日程第2 会期決定の件

○議長（白石 洋君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。  
お諮りします。  
本臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） ご異議なしと認めます。  
したがって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。  
議長において作成しました議事日程及び説明員は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

---

○日程第3 諸般の報告

○議長（白石 洋君） 日程第3 諸般の報告を行います。  
議長の諸般の報告につきましては、お手元に配付いたしましたとおりですので、ご了承願います。

---

○日程第4 提出議案一括上程

○議長（白石 洋君） 日程第4 議案第1号中部上北広域事業組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてから、議案第2号中部上北広域事業組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてまでの、2議案を一括上程いたします。

町長から提出議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小又 勉君） 本日ここに、平成25年第1回七戸町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の日本列島は連日のように低温・降雪に見舞われましたが、今年の冬も大陸から非常に強い寒気が流れ込み、平年を下回る気温が続いております。しかし、ここ数日はその寒気も一息つき、降雪量も52センチメートルと、さほど多くはありませんが、今後の気象状況によっては豪雪も考えられることから、関係機関と連携を密にしながら町民の安全確保に向けて、万全の対策を講じてまいる所存でございます。

それでは、本臨時会に提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第1号、中部上北広域事業組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、中部上北広域事業組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について協議するため提案するものです。

議案第2号、中部上北広域事業組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分につきましては、地方自治法第289条の規定により、中部上北広域事業組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について協議するため提案するものです。

議案第1号及び議案第2号とも、平成24年第4回七戸町議会定例会において否決された議案の再提案でございますが、議員各位には慎重審議の上ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（白石 洋君） これをもって提出議案の説明を終わります。

これより議案審議に入ります。

---

#### ○日程第5 議案第1号

○議長（白石 洋君） 日程第5 議案第1号中部上北広域事業組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について、を議題といたします。

これより質疑に入ります。発言を許します。

1番。

○1番（听 清悦君） 議案第1号が平成25年6月1日から施行するということですが、今の臨時職員の方をもう2か月臨時で雇用することになると思うのですが、期限を決めればその期間は雇用できるということですが、最大どれくらいの期間まで可能なのかということと、2か月ではなくて1年ということも可能なのか教えてください。

○議長（白石 洋君） 総務課長

○総務課長（似鳥和彦君） はい、お答えいたします。中部上北広域事業組合で条例化しようとしている期限付き臨時職員の条例の件だと思いますが、これは概ね3年でございます。したがって、今回の場合であれば、廃止する期日がはっきりしていれば、そこまでの期間は3年以内で雇用可能でございます。

○議長（白石 洋君） 他にありませんか。

4番。

○4番（佐々木寿夫君） 社会福祉法人施設が県内各地にあるわけですが、この社会福祉法人と県との関係はどうなっているか、ようするに県は、この社会福祉法人等について監査なりの指導体制ができているかどうかを伺います。

○議長（白石 洋君） 健康福祉課長

○健康福祉課長（田中順一君） はい、お答えいたします。只今の質問のご趣旨は、介護保険の事業所をやっているような社会福祉法人という意味でよろしいでしょうか。そうしますと、基本的に監査の関係については、我々は県の指導監査という形で呼んでいますけども、基本的な考え方では、毎年指導監査が入ることになっております。以上でございます。

○議長（白石 洋君） 4番。

○4番（佐々木寿夫君） 指導監査の内容を、少し教えてください。

○議長（白石 洋君） 健康福祉課長

○健康福祉課長（田中順一君） はい、まず金銭面の出納関係についてと、事業所の事業内容が法にのっとりきっちりと行われているか、この2点について指導監査が行われます。いずれにしても、法律にのりつつ形できちっと処理されているかどうかを見るのが、主な審査基準となっております。以上でございます。

○議長（白石 洋君） 他にありませんか。

2番。

○2番（岡村茂雄君） 2つお聞きします。いま出た議案ですけども、12月に1回出て否決ということになっていますが、再議ができないと聞いていますが、議案の中身は全く同じ中身なのですが、施行年月日だけがずれている内容ですけども、これは再議の議案と解釈できるのですが、いかがでしょうかと思います。

もう1つですね、今の移譲の関係の民営化にからむ経緯なのですが、町で決定権があるというものですから、今までそれを無視してずっと作業が進められてきた経緯がありますけども、当初から町の方と協議しながら進めなければならなかったのではないかと思います、その辺はいかがなものですか。

○議長（白石 洋君） 町長。

○町長（小又 勉君） はい、お答えいたします。第1点目の再議の関係ですけれども、これは中部上北広域事業組合事務局で、県の担当課と協議をして進めてきた経緯がありました。全く同じ内容、ほぼ同じなのですが、施行月日が4月1日から6月1日と、ここが違っている点ということで、これであればできますよという確認を取ったものであります。

それから、この2議案に係わるものについては構成町の議会の議決を要するということですが、今まで進めてきたものについては、松風荘は中部上北広域事業組合で運営している施設であると、その施設自体をこれからどういう方向に持っていくのか、議決権自体はないのですけども、大まかな方向性を、いわゆる中部が、中部の議会あるいは管理者と双方協議し

て方向を決めるということでありまして、ですから、全くそちらがないままに構成町というのも片手おちであると思っております。

ということで、今まで中部の全員協議会あるいはまた委員会を開いて、その方向性を付けていただくということで進めてきました。いろいろありましたけれども、だいたいそういったものに沿って、しからば、構成町で具体的に決めてもらうということで、説明会なり、あるいは全員協議会なりをやって今日に至ったということでもあります。

○議長（白石 洋君） よろしいですか。

2番。

○2番（岡村茂雄君） 私はちょっと変に思いますけれども、なんか手順に矛盾があったみたいな感じがしてなりません。いま総括的に反省していますけれども、私はそういうふうに解釈せざるを得ないと思っています。

あと職員の関係ですけれども、縦貫から臨時採用されている職員達が、非常に不安な思いをしている。1年で、もう再雇用ができないということで今まで来たものですから、どうなるのかということで非常に不安だったということをしごく聞いております。再雇用、継続できると聞いたのは去年の11月でしたか、その頃になって出たものですから、臨時になった職員達に対して、そういうケアが全くなされていない、なぜそういうお粗末なやり方をしたのかという気がします。

もう一つですね、募集要項を見ますと、民間に委譲した場合に、松風荘にいる中部の職員ですけれども、希望する職員は出向させるということでやっていると聞いたのですが、実態を聞きましたら、半強制的に恫喝するようと言えば語弊がありますけれども、出向ありきみたいな、取り方によっては強制的な形で同意書を取り付けているということを知ったものですから、それはいかがなものですか。

もう一つあったのが、途中でさまざまな事情があつて帰りたいとなった場合はどうしますかとなったら、もう帰るところはないと思ってほしい、そのような旨の話しぶりで職員宅を訪問したりして、同意書を取り付けているということが、実話でわかったのですが、そういうやり方でいいと思いますか。

○議長（白石 洋君） 町長。

○町長（小又 勉君） はい、臨時職員に対する対応ですけれども、6カ月、6カ月で合計1年というのが臨時職員の雇用の期間でして、そういうこともありましたので、4月1日からの民間移譲ということで今まで進めてまいりました。

残念ながら否決ということで、それがなくなりました。今ここで議決すれば、その期限の間だけ任期付き任用ができるということになりました。これは、おそらく説明はしているはずですが、ただ、不安を与えているということになれば、これはちょっと、手落ちもあったというふうに思っております、あらためてこの辺も事務局なりに指示をしておきたいと思っております。

それから、中部の職員の出向でありますけれども、当然これは同意を得て初めて出向させ

ることができるということになっております。途中で、あるいは1年なり経過した時点で当然また再度調査すると思いますが、実はいやだよということになれば、これは帰ってくるということになります。で、その辺の同意書を今求めているということでありまして、その辺はしっかり調べないと分かりませんが、今回のたとえば議決を受けてはっきり決まれば、当然そういう出向というものに同意が必要となってくるわけでありまして、この辺、恫喝とかそういったものがあるってはないですし、もしそういうのであれば、嚴重に注意して進めたいと思っておりますが、いずれにしても本人の同意をもってはじめて成立するということになっておりますので、その原則はちゃんと守るように、それは事務局に指導していきたいと思っております。

○議長（白石 洋君） 2番。

○2番（岡村茂雄君） 議決が終わった後に、そういう同意を取り付けるということですが、現にそれが行われているわけなのです。わたし直接聞きましたから。なんかその辺すごい疑問を感じるのですけれども、なんか私らわからないところで、なんか物事が着実にやられているみたいな感じがして、どうも私、不満というか納得いかないのですけれども。その辺お願いします。

○議長（白石 洋君） 町長。

○町長（小又 勉君） あの、実は今初めてこういったお話を聞きましてですね。おそらくそれを前提としたなんかの説明かなんかをやっているのか、ただ正式なものは、これ当然この議決、あるいはまた両町の議決があって、初めてこれは同意を得ることになると思っておりますので、その辺ちょっと勇み足しているのであれば、嚴重に注意しておきたいと思っております。

○議長（白石 洋君） 他にありませんか。

9番。

○9番（三上正二君） 2つほど、一つは4番議員が話をしました、県の指導の中であるって聞いたのですけれども、料金の改定とかは、どの段階で県とかは関与するのですか。入所者の料金とかそういうものについて。それを1点と。

それから、この前の全員協議会で話しをした時には、町長も中部の職員の人達はあそこにおかなければ、よそに回すとかの余裕が一つもない、という話だったのですよね。ところが今、出向という形が本人の同意がなければと、22人いる中でたとえば5人でも3人でもいいのだけでも、どうしてもだめだとなれば、その人はやらないで別な人をやるのかな、それとも誰も行く人がなければ、当然として22人の内、たとえば5人がいかなければ中部においてそれなりの対応をするということになるのですけれども、そういうふうになると、この前言ったことが、どこにも回す余裕がないという話と整合性がちょっと合わないのですけれども、その辺はどうなるのでしょうか。

○議長（白石 洋君） 前段を、健康福祉課長。

○健康福祉課長（田中順一君） はい、それでは一つ目の料金の関係について申し上げます。

まず、介護保険においては、1カ月に基本1割が自己負担という形で料金を収めることとなります。そして、その料金の改定というものは施設自体で勝手に決めることができません。全国一律で、所得の階層に応じた金額が決まっております。ですからその改正というのは、各施設で勝手に決めることはできません。

それ以外の、たとえばおやつ代を徴収しますとか、そういうものについては各施設で入所者の同意を得て、料金を設定することができることになっております。ただ、民間移譲の条件として交付要綱の中に、入所者の処遇等に関することの中の一項目に、新たに介護保険給付対象外のサービス、先ほど申しあげました、たとえばおやつ代を徴収しますとか、ということについての利用料を創設する場合には、七戸町及び東北町と事前協議することとなりますので、民間移譲になったとしても、施設でおやつ代を月1,000円取りますとか、勝手にやっちゃいけないというのが移譲の条件になっておりますので、当然、関係する東北町、七戸町と協議をして決定という手順を踏むこととなります。

○議長（白石 洋君） 次に町長。

○町長（小又 勉君） 役場でもそうですし、中部でもそうです。中部の各施設もそうですけれども。必要な職員を雇用しているということでありまして、ここにいないから、何とかそこで引き受けてくれということはない、いわゆる余裕は全くないということであります。

出向の大原則というのは、同意を得て、それを実行するということになっております。特に中部などには、非常に専門性の高い部門もあります。もちろん事務職もありますけれども、いま松風荘に勤務している職員ですね。だけれども、まずそういう大事なことでありますので、そういう理解をしてもらおうという努力というのは、必死にしなければならないというふうに思っております。

何らかの特別の事情とか、そういったものがある時は、中部内で、ある程度調整というのでも出てくると思いますが、いづれにしても同意しなかったらどうなるのか、ということですが、とにかく中部全体で必ず全体の調整をするように、おそらくいろんな面での説明会なりをしていると思いますが、その辺は事情をよく理解してもらおう努力、これを最大限しなければならぬと思います。

○議長（白石 洋君） 他にありませんか。

9番。

○9番（三上正二君） 最初に、料金の中にはおやつ代とかそういうものが入るのですが、その、国に決められていなくて、今松風荘の形の中でのことを想定して言っているのですが、その中で国から決められている料金、あそこで実際に徴収されているのは、おやつ代以外のものもあるのでしょうか。たとえば食事関係とか、介護に必要ないろんなものでも、たとえばおむつでも安いのもあれば高いものもあるし、さまざまあるのですが、そういう形はどうなっているのでしょうか。

それからもう1つ、移譲条件の中で勝手にやられないと、それというのは5年過ぎてからもずっと末代まで続くものですか。

それから、町長にですが、余裕のある人員はどこでも雇わないですよ、当然のこと。でも過去において、天間林はどうだったか分かりませんが、七戸町で保育所を民営化した時には、当然として保母さんがいましたけっこう。でもその人達を全部受け取れない、施設で民営化しても。

出向した人もあるでしょうが、そうじゃない人もあったのですよ。その人達はどういうふうになったかという、ちょうどよく人を雇っているはずなのですから、民営化したために保母さんの方々が余るといふか、出向しなかった人は必ず何人か余りますよね、その人達はみんな庁舎の中に入り、それなりの事務仕事をしました。でもそういう人というのは、ちょうどよく雇っているはずですが、余ればそれなりの仕事はさせなければならないし、あるのですよね。まあそういうことがありましたので、課長の方から。

○議長（白石 洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田中順一君） はい、前段の2点について、おやつ代の関係を含めての質問でございますが、入所をしている方には利用者1割負担ということで、詳しく申し上げますと、栄養マネジメント、機能訓練、介護体制、サービス提供、食事代、居住費これらを全部含めての1割で、この料金は一律で決まっております。

たとえば、食事代に関して申し上げますと、通常提供する食事の他に刺身を食いたいので特別にメニューをお願いします、と言った場合は自己負担という形で徴収になります。それ以外のものは一切かからないというのが原則でございます。

それと、これが半永久的に続くのかというお話でございますが、入所をするにあたっては、今は、契約を入所者と取り交わしてやることとなりますので、民間になったとしてもたぶん契約書を取り交わして入所になると思います。そこで、たとえば5年後10年後におやつ代がやっぱり1,000円必要だということになれば、そこに入所している家族会とかがありますので、そこでの協議によって同意を得て初めて徴収する、という手順を踏んで決められた介護保険料以外にお金を集めることになると思われまます。以上でございます。

○議長（白石 洋君） 9番。

○9番（三上正二君） 質問の答えになっていないのだけれども。私が聞いたのは七戸町、東北町に伺いを立ててやるから、そういうことはありません移譲後もと、あなたは言ったのですよ。だから、それは末代までそういう形なのですかと、でも今の話を聞くと5年間はいいいけれどもそのあとは家族会とかの話が出たから、ようするに行政の方は5年過ぎると関係ないよという意味だと思っておりますけれども、そういうことでよろしいですか。

○議長（白石 洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田中順一君） はい、5年間はそういう形で、ソフトランディングというのでしょうか、そういう形で運営していただいて、その後施設の方針によって、運営方針というのは当然また時代に即応してなってくると思われまますので、たとえばその後に両町の協力を得たいということであれば、両町がまた何らかの形で協力体制を取っていくということは可能かと思われまます。

○議長（白石 洋君） 他にありませんか。

7番。

○7番（田嶋弘一君） この問題は、縦貫からの雇用の問題で出た話なのですが、当初縦貫が労働局から入られた時に、両町の町長がもう少し株主としてお互いに話をしていれば、こういう結果にはならなかったと私は思っております。

先ほど、1番、2番議員からも出たのですが、総務課長から向こう3年間は延長できたと、雇用の問題が。で、一番問題なのが、民間にすると行政としても楽だと、もう一つの方法として縦貫の職員を中部の職員にすれば公立でできたと。

しかし、法的に3年後に民間移譲するとした場合でも、中部の職員にしても民営化という場合は、雇用の問題に関しては、確かに公務員として行くのですが、その時点で私の知っている範囲ですと、そこで勤務している人は民営化になるという方向になれば、そこで契約が切れる。で、一番大切なことは、一般質問でも言ったが、縦貫の職員を思うのが一番で、きたと思います。できれば、本当に縦貫の職員を思うのであれば延長して、それから両町が話し合いをしてやってあげるのが縦貫の職員だと、私はそう思うのですよ。

それで一番大切なのが、いま2番議員からも出たけれども、急ぎすぎた形を見ていけば、縦貫の職員の気持ちを思えば、長年安い賃金と言えども語弊ですが、その中において2,000万円という黒字経営がなされてきた、それを思って、私が当時中部にいた派遣議員の時には、将来的には民営化に半分はすると、若干は残していきたいというような意見と聞いております。

縦貫の職員のおかげで、国からの補助金がなくても、年間2,000万円を積み立てていけば、国からの補助金がなくても建てられるという計画を、私は中部の職員が持っていたと思うのですよ。ところが、向こう5年間という計画の中で、今のようなことが起きたと、本当に縦貫の職員を案ずるのであれば、私はもっと延ばしてあげて、ゆっくりと議論してあげるのが正規のように思うのですが、町長どう思います。

○議長（白石 洋君） 町長。

○町長（小又 勉君） はい、お答えいたします。急いだというお話ですが、労働局の指導があった時点から、民営化という前提で中部の議会でも話をしてきましたし、かなり時間はかけたつもりであります。

松風荘の場合は、職員の関係があって民営化しかないと、教育福祉事務組合の方は施設がいっぱいあるものですから、職員の異動によって指定管理者の制度にのることができると、したがって、これで進みますよということになってきました。

選定委員会とかを作るというのも、中部の議会で協議をしながら、委員も選んだ、もちろん多い少ないというお話もありましたけれどもですね、決して拙速にやったということではありません。ただ、途中からいろいろなものが入ってきたということで、結果的には急いだようなことになってはいますが、十分に時間的なものはあって進んできたつもりであります。

最初から、3年もあったらそうやったらということですが、そういう漠然とした3年では、期限付の職員の採用というのはいかないということでもあります。しかも、一旦公務員に採用してやったらいいじゃないかということですがけれども、そうなると、40名からの職員を一度に公務員採用というのは、これはね、当然公募しなければなりませんし、そう簡単にはできないものです。

とにかく、今のままの状態ですと臨時職員の皆さんが非常に不利益を被っている、退職金の積み立てもストップになっているし、ボーナスも減額になっております。なによりも将来が全く見えないと、だから早くですね、民間であれとにかくその生活の安定というか、将来の見通しをしっかりとしたものにしてあげなければならない、ということで今進めてきております。

期限付きとはですね、だいたい3年位をめぐにして民営化すると、そこまでじゃあ採用しましょうということではないのですよ。今日みたいに、この議決があって初めて期間がきちんと決まるということになります。なによりも、その利用者と職員、臨時職員ですね、その人のためになるという大前提で今進めているということをご理解いただきたいと思います。

○議長（白石 洋君） 7番。

○7番（田嶋弘一君） あの、ちょっと私との考え方が違うのかもわかりませんが、隣の北部は、今も何事なく同じスタイルで運営していますよね。我が町の中部だけがそういうトラブルになったということですよ。

先ほど私が縦貫の話をしたのですけれども、本当に縦貫の職員のことを思ったら、1年、2年まで延ばして、双方の町がこれからどうしたらいいかということ、私は議論すべきということで前は反対しました。老人ホームには女性が必要だ、いわば女性の雇用の場で、私が言いたいのはもうちょっと時間があれば、確かに民営化にする、先ほど言ったとおり半分はしても、縦貫のおかげがあったから国からの補助金がなくてもできる、という話を私がしているのですよ。

中部の職員にするにも、一旦しても、将来的には3年後5年後に民営化にしますよと、言った場合はその時点で変えられるわけよね。そのところを思った時に縦貫の職員を、今まで中部との差があって職員にすれば4,000万円の金が出ると、しかしながら、縦貫があったおかげで2,000万円という黒字でやってきたと、最後に本当に思うのだったら公務員として採用をして、3年後に民営化するという約束であれば、ちゃんとなっていくわけですよ、これはね。

本当に縦貫の職員を案ずるのであれば、そういう方向性ですべきでないの、違いますか。2番議員が言ったけれども、本当に思うのであれば、そういう方向性を取ってあげるのが一つ。で、私もし縦貫の職員であれば、思うふりをして、その思いに角とっぼが生えればどうなるかということをご想像してください。それが可能か不可能だったのか伺います。

○議長（白石 洋君） 町長。

○町長(小又 勉君) 中部広域事業組合の正職員への採用ということだと思いますけれども、不可能であります。まず採用する場合、40人からの公務員の採用という場合は、ある人を優先的にということは今許されることではない。そして、3年の期間を切って、公務員で一旦採用されて、そういう都合のいい決まりというのはいない。それこそ簡単に首を切れません。で、言い方、見方を変えると、民営化でサービスは落とさない、利用料金も大体同じ水準といったときに、何でそんなことをするのかと、別の立場から言われた時に説明がつかないですこれは。

今これで十分やっていけるよと、ですから、今こうやって苦しい中でも進めたいということで提案しているわけです。それから2,000万円ずつの利益が出ていると、積んでいけば10年たてばまあ2億円ですよ。今まで何回か言いましたけれども、公で建てる場合は補助金がないと、いわゆる40数年の経過年数ですから、限界に近いと、もう早いうちに、特に今いろんな物が古くなっています。そういった場合は早く建て替えとなりますけれども、いち早く民営化してですね、快適な施設を我々もほんとは望みたいと思っているのですよ。

○議長(白石 洋君) 4番。

○4番(佐々木寿夫君) 2番議員の質問に係わるのですが、現在中部上北事業組合で松風荘の民営化が大変な話題になっているわけですよ。これを町民に知らせる、町民はほとんど知らないのですよね。ホームページを見ても書いていない。

そして、12月の議会を開いた時には、4月からやるためには今決めなければならない、こうなってくると、縦貫の臨時職員のことを考えると、今すぐ決めなければどうなるのかと、決められているルールの上を走るしかない。しかし、何か打つ手がないかということで考えたのですが、あのときは一旦反対しました。

今度は期限付き臨時職員というのがあって、これは3年間のきちんとした決まりを持って3年間で決められる、こういう線が出てくるのであれば、私は非常に急ぎすぎたという感じも持っているのです、いまだって、今決めなければ6月1日に間に合わないということです。

そこで町長に伺いますが、ようするに期限付き採用で3年間採用できるのですが、いま6月1日、2カ月だけにするという理由をお知らせください。

○議長(白石 洋君) 町長。

○町長(小又 勉君) まず非常に相談が少なかったと、これは、あらためてお詫び申し上げます。中部の議会がいろいろ混乱して、なかなか相談できるようなところまで行かなかったというのもありました。で、6月1日に決めたというのは、手続きが、県が2カ月、国が2カ月かかるということで、そこから逆算していくと、今の時点でやれば6月1日でないといけないということになります。

これは、当初はですね、実は少し余裕があったのですけれども、4月1日というのは、ただ残念ながらその辺の議論が、中部の議会と管理者とのですね、なかなか接点が見いだせないというのもありまして、だから結果的に非常にまあ拙速な感じがしますけれども、総合的に検討しての6月からということでもあります。ご理解いただきたい。

○議長（白石 洋君） 13番。

○13番(田島政義君) いろいろ話が出ているのですが、私は中部の議会で担当の委員長でしたのでいろいろ委員会も開きました。ただ皆さんが言っているように、中部の縦貫職員は松風荘だけにいるわけではないのですよ。いろんな所にいるわけですから。松風荘だけ公務員にしますよとしたら、よその職場の縦貫の職員は、何であそこだけやるのと問題が私は出ると思います。

それからもう一つ、七戸町がいいと言うと、東北町が悪いと言うのですから、東北町がいい、七戸町が悪いと繰り返していたら、ほんとに縦貫の職員は大変になりますよ。ですから私はもう、議論はこの前委員会もやったし、全員協議会もやったし、それで皆さんが判断して、私は職員とも話をしました。スキー場やいろんな所に行って聞いてみますと、関係ない縦貫の職員でも、40歳を過ぎた人達は大変なのですよ、早くちゃんとした生活に戻りたい。「議員達が好きなように早いとか遅いとかやっていて、いつになれば私達ははっきりとした職場につけますか。」ということを言われていました。

ですから私は、同じことを何回も言って、私達も反対はしますと、やっぱりその時は確かに町長が言うとおり、我々と管理者との意見が合わなくて、説明不足だと、何であんたがやるんだと、中部の議会では有償にきなさいと議決をしましたし、この前の委員会でもちゃんとした議論で、各構成町で自分の議論をもって行って下さいと、説明はだいたいいつも今と同じで、委員会の時も同じですから。これを何回やったら、早い遅いといったって、時間がただ過ぎていくだけです。私はもうこの辺で、職員のことを本当に案じるのであれば早めに決めてあげたほうが。

それと、公務員になった人があっちへ行けこっちへ行けというのがいやだと言ったら、役場の職員だって、サラリーマンだって行きたくない所にも行けと言われてたら、行かなければならないわけですよ。公務員だからと言ってそんなわがままがとうされるかということですよ、私から、議会から言わせれば、そっちに転職しなさいというのに、私は行きたくないと言う、それだとあまりにも甘えすぎていると思いますよ。

ですから、そういうのは毅然として、町長として人事権がありますから、中部においても、私は中部の議会でもそういう問題があれば聞きたいと思っております、そういう職員達がいればですね。そうなったら本当に、口が悪いけども辞めていくしかないわけですよ。あそこだと行きたくない、ここだと行きたくないというのだと、それで通すのだとみんなやりたいと思いますから。

そうじゃなくて、ピシッとした形で、公務員として仕事としてやるのであれば、私はやはり、敷かれたレールじゃなくて、こういう訳だからあなたはこの場合はそっちへ行きなさいと、縦貫の職員だって転勤したばかりで、もう民間に行かなければならない人もいますよ。そういう人もいますから、やっぱりそういうのも考えるとやはり公務員にするというのは、2カ月とか3カ月はいいとしても、1年とか3年とかというのは、それで辞めなさいと逆に言えないでしょ。期限が来ましたから民間に行きなさいと、それだったら職員は納得

しないと思います。

よその縦貫の職員達が何で彼らだけが3年なのよとか、2年なのよとか、そういうことですから、私はもう議論を尽くしたと思っていますから、その辺を議長にお任せしたいと思います。

○議長（白石 洋君） わかりました。

9番。

○9番（三上正二君） まあ、議論をいくらしても尽きないから、これはいいとしても。でも13番議員の発言の中でおかしな発言があるのですよ。たとえば同意を求めなければ、行けとか行かないとかは、それは出向の話でしょう。役場の課長がどこの課に行けとかという話と一緒にすれば困るのだよ。これは同じ役場の中で、町民課に行けと、それがいやだといふのであれば辞めなさいと、これは言ってもいいでしょう。だけれども出向という形は違うと思いますよ。まあそれはそれとして。これは答弁を求めるとかということではなくて。

それともう1つ、七戸町が賛成すれば東北町が反対して、反対すれば賛成というこの繰り返しだといふ、この意味がわからないのだよ。確かに前の時は、東北町が可決されて、七戸町が否決された。だけれども今これは可決されるのか否決されるのかはわからないし、また、こっちが可決したから向こうが否決するとか、そういう理屈にならないと思うのですよ。完全に両町が喧嘩しているような言い方になったので、これはちょっとどうかと思いますので。別に答弁も何も要りません。

○議長（白石 洋君） 1番。

○1番（听 清悦君） 地方公務員法の第27条に分限及び懲戒の基準というのがあるのですが、ここに書かれている解釈がちょっとわからなくて、国家公務員法の中にもこの分限というのがあるって、分かりやすい事例で言うと、2010年1月に旧社会保険庁から日本年金機構に移行するときに、正規職員約1万3,100人の内、日本年金機構や厚生労働省などへの再雇用から漏れ、再度の日本年金機構の準職員への応募や厚生労働省非常勤職員への応募、勧奨退職等に応じなかった職員525人が分限免職されたというふうにあるのですが、今回提案された、松風荘のような件の事例も探したかったのですが、この事例しか見つけることができなかつたのですけれども、地方公務員法に書かれているこの分限というのは、どういった場合に使われる法律なのか説明をお願いします。

もう一つは、一旦公務員にすると辞めさせるのが難しいという話がありましたけれども、この法律の中には、第28条の4に職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合ということで、中部で運営している公立の松風荘が廃止になった時点でそこで働く場がない場合、民間で言えば人員整理という形、解雇通告して辞めてもらうと、ただ、辞めてもらうのではなくて、厚生労働省のように可能な限り職場を斡旋なりして、ということなのですけれども、それを考えた場合に、たとえば1年なり3年間、公務員に雇用した、で、3年後に民間移譲すると、もうそこでは公立の松風荘はなくなるわけだから、施設の改廃ということで、そういう場合にこの分限という処分を行うのかなあと思ったのですが、この法

律の解釈とどういった場合に使うものかというのを教えてください。

○議長（白石 洋君） 総務課長

○総務課長（似鳥和彦君） 地方公務員法第28条ですか、免職には、分限免職と懲戒免職があるのですが、懲戒免職は何か悪いことをしたとか、ご存知だと思いますが。分限免職の場合は、分を限ってということですから一時期ということかなあとと思いますが、28条は私の方ももうちょっと精査し研究しないと、即答はできません。今言えるところは懲戒ではありませんので、分限の部分だと思うのですが、首にはできませんので、首にするということは、公務員はできません。したがって、何らかの事情があって分限的な形での免職ということかなと思います。

○議長（白石 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時25分から

再開 午後2時32分まで

○議長（白石 洋君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

総務課長答弁。

○総務課長（似鳥和彦君） 分限の関係でございますが、町の条例にもございますが、七戸町職員の分限に関する手続きとあります。議員おっしゃるように地方公務員法第28条第3項の規定に基づいて条例を制定しているものでございますが、ようするに職員が辞めたくないと言っても、君は無理だと言って辞めてもらう。

それは、たとえば精神疾患で長期休業していて、もうこれ以上仕事ができないという場合は、この分限条例を基に退職ということになります。で、懲戒免職と違う部分は、懲戒免職は退職金が出ませんが、分限は退職金が出るということ、以上でございます。

○議長（白石 洋君） 1番。

○1番(听 清悦君) これから、行政が行っている部門がどんどん民営化ということになった場合に、退職を待ってやっても、それを待てないケースもあると思うんですね。たとえば、市営バスなど運転手がたくさんいる時に、どうしてももう財政的な理由で廃止しなければならないとなった時には、職員の配置うんぬんで間に合わないという時もあると思うんです。

実際、働いている公立の施設が民営化といった時点で、建物こそあるがもう公立の施設ではなくなる、そういった場合にも、給料だけあげて、とりあえず席を置いておくということではできないと思うので、こういった法律を作って辞めていただくと。でも可能な限り手を尽くす、ですから、場合によっては両町で11人ずつにやれる仕事をやらせるというのも、厚生労働省がとったような対応にもなるのかなあと考えています。

その施設が、公立の施設が無くなった場合にはこの分限はどうなるのか、旧社会保険庁はまさに全くなくなったわけですね、公立でやっている部分が。国家公務員ではなくなったわけだから、職員の分限というのは使ったと思いますけども、実際に働いていた施設がなくなった場合は使えないのかどうか、その一点をお願いします。

○議長（白石 洋君） 総務課長。

○総務課長（似鳥和彦君） 先ほど町長が申しました、東通村の保育所の関係と今の場合は似たような事だと思いますが、全く働く場がなくなると、職員が余った場合でございますが、分限というのは使うことは可能でございます。ただ、いま東通村のほうでも、裁判とかが出てきていますので、いろいろ問題点は出てくるかとは思いますが。

○議長（白石 洋君） 10番。

○10番（松本祐一君） 12月議会の時はですね、説明不足、情報不足も明らかだったと思います。そういう訳では全会一致で否決ということになりました。それから3カ月近くになります。その間全員協議会とかやりまして、だいたい姿が、田島政義さんが述べたとおり、だいたい姿が見えて来たわけですよ、5年間は雇用をして下さるとか、また、公的なものは建替えに補助金が出ないとか、そういう姿が見えてきました。

そしてまた、町の負担が、今の40人の職員を中部上北事務組合の正職員にすれば、1カ月208万円、東北町と2町で割りますと月に約104万円の町の負担が生じます。2カ月で七戸町の負担が208万円増えます。私は民間移譲が避けて通られないとするならば、早くやった方がいいと思います。そういうお金を、子ども達の学術の振興とかスポーツの振興に使っていただきたい。私はそのように思っております。

そしてもう1点、できうるならば入所者の利用料を、現状通りやっていたら幸いかなと思います。要望して終わります。

○議長（白石 洋君） 3番。

○3番（附田俊仁君） 行政がやる事業の中には、大きく分けて採算性のある事業と非生産性の事業と、大別すると二つあると思うのですよね。

この松風荘の問題というのは、明らかに事業でいくと採算性のあう事業に入ります。で、その場合事業を動かすためには、人、物、金というものが必要で、その中の今のこの問題は、そもそも労働基準局の査察が入ったがために、人の問題が発生してしまったということで、それを解決するために、公立でそのまま運営できないか、指定管理できないか、そしてもう一つが、民営化、という三つの選択肢があって、その中でどこをどう考えて行っても、法令遵守の観点から行っても民営化が一番妥当である。

妥当だとすれば、その条件として入居者の不利にならないこと、もう一つは従業員の不利にならないこと、もう一つは民営化を受けた法人が不利にならないこと、これらを全部条件の中に付して現状があると思います。

ですから私は、1月21日と28日の全員協議会でも、さんざんその点の、その方面の可能性について議員の皆様方からいろいろ意見が出ているのも真摯に聞いております。で、その方法論が残念ながら、今の法律では受けていけないという結果になっている、というように私はとらえております。できればこの南部縦貫の問題が、基準局の指摘がなければ、こういうことにはならなかったんですが、この問題をまずクリアーして、入居者の方々の不安をまず取ってあげるというのが我々議会でやらなければ、決断しなければならない事ではない

のかというふうに考えておりますが、町長、私の見解で間違っている所があれば指摘をお願いします。

○議長（白石 洋君） 他にありませんか。

○6番（盛田恵津子君） 3番議員が言ったのとほぼ同じなのですが、まず、施設の入所者100人以上おります。その方々に気持ちよく過ごしていただくためには、職員が安定、安心して処遇に当たらなければなりません。

今のところ、職員の方々それぞれにいろんな思いがありまして、不安定な状況に置かれていると思いますが、今だいたい方向性が見えてまいりました。早めにこのことを議決して、職員が安心して働けるような環境をつくらなければなりません。また、縦貫の職員に対しては、これで雇用が安定するじゃないですか、行き先がはっきり決まれば、皆さんも安心して心穏やかになりますし、入っている入所者のことを考えますと、1日も早くこのことを決めてあげなければならないと思います。

また、もう一つ言えることは、公立が良いとも言われますが、私はむしろ民間に移譲することによって、民間活力により、企業努力によってサービスは低下しないと思います。それは、今まで民間移譲してきました保育所を見て、皆さんも十分わかつてはいますが公立の保育所がすべて民営化されました。それぞれが努力をして、より一層の保育園になっております。

また、他町村の施設においても、民間が入ったことにより企業努力をしますので、大変サービスは向上しております。入所している方々が最後の時間を過ごすには、快適な空間がなければなりません。そのためには、そこで働く職員が、安心安定した気持ちで処遇に当たらなければなりませんので、1日も早く議決してあげるのが妥当かと思っております。

○議長（白石 洋君） まだ、質疑があるかもしれませんが、だんだん聞いておきますと、討論的な形にもなってきておりますので、そろそろ質疑を終わりたいと思っておりますがいかがでございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありますので、これより討論を行います。

はじめに、原案に反対者の発言を許します。

1番。

○1番（听 清悦君） 公立松風荘を民間移譲し、建物、車両、物品一式を無償譲渡するために提案された本議案に反対します。中部上北広域事業組合の構成町でもあり、今後の一致点を模索しながら協力関係を維持していかなければならない東北町の議会が、民間移譲無償譲渡の案に合意していることと、既にこの案でここまで作業が進められてしまったことを考慮すると、了承をせざるを得ないという思いに至っております。

しかし、1度民間移譲してしまうと再び公立で行うのは容易ではないことから、慎重な判断が求められます。また木を見て森を見ずとならぬよう、幅広い視点から検討しなければなりません。そのための時間が不足していたことから、前回の提案は否決となり、結果的に今年の4月1日からの民営化は不可能となりました。幸い期限を定めれば臨時職員を再任用できる方法があったので、この際十分に議論する時間を確保するためにも民営化の時期は平成26年4月1日でもよいと思っています。

移譲先の選定に応募した他の6法人は、選考結果に納得しているのか、給与に格段の差がある職員が混在したままの職場で、気持ちを一つにして働けるのか、介護事業の将来像や地域バランス、広域事業組合の今後の在り方や他の行政サービスとの整合性など、まだまだ確認したい点がたくさんあります。

一難去ってまた一難、何よりも社員が激減した南部縦貫株式会社が、多額の追徴課税をどのように支払っていくのか、同社を救済したいという小又町長の思いとは裏腹に、むしろそれが困難になるような方向に進んでいるようにも思います。全体を見て納得のいく判断をしたいと思うと議論がまだまだ必要です。

しかし、今回残念ながら民営化の時期が6月1日で提案されました。民営化が1年遅れると人件費が4,000万円増えるということが、一番の理由であると推察しています。松風荘で働いている職員の一人あたりの年間人件費は、平均年令50歳の組合職員22名は802万円、平均年令42歳の臨時職員39名は259万円、約3倍もの格差があります。一つの施設で組合職員と南部縦貫の社員が混在している問題については、民間移譲によって法的には解決できるでしょうが、所得格差の問題は5年間残ります。

民間移譲が遅れると、人件費が年間で4,000万円、臨時職員一人当たり100万円増えるとのことですが、事業収益の2,500万円を充てれば1,500万円の負担増で済むこととなります。当町がその半分の750万円を負担するとすれば、臨時職員一人当たり約19万円、10カ月民間移譲を早めて得られる人件費削減額はたったの16万円、組合職員に比べ年間543万円も少ない人件費で長年働いてきてくれた臨時職員に、1年間だけ19万円多く支出することに私は全く抵抗感がありません。

小又町長が、その人件費の増加を町民が容認しないと思っているとすれば、毎年園児一人に100万円以上支出している幼稚園や、約3億円分担金を支出していながら、救急患者の接遇では相変わらず苦情の多い公立七戸病院こそ、早期に民営化しなくてはなりません。

平成23年12月議会の一般質問で、広域事業組合の広報広聴活動の充実を求めましたが、結局何ら改善が図られず、議員との情報の共有化が全く進んでいなかったことが、今の状況を作り出していると思っています。今度こそ広報広聴活動の重要性を再認識し、見える形で改善を図っていただきたいと思っています。

本案のような民営化も選択肢の一つだとは思っているのですが、民営化そのものに反対ではありません。しかし、民営化をここまで急ぐ理由はなく、議論を尽くし納得した上で賛成したいとの思いが強いため、6月1日施行の本案には反対します。

○議長（白石 洋君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案の採決は起立採決とします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 投票採決ということでございますが、どうですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時49分から

再開 午後3時01分まで

○議長（白石 洋君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

起立採決にご異議がありましたので、採決の方法については記名投票で行います。

暫時休憩します。

（「無記名で」と呼ぶ者あり）

休憩 午後3時02分から

再開 午後3時02分まで

○議長（白石 洋君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

ただいま無記名ということでございますが、いかがいたしますか。

（「記名投票」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後3時02分から

再開 午後3時03分まで

○議長（白石 洋君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

ただいまの件につきましては、記名投票、無記名投票の2案が出ていますので、どちらにしたらいいのかということにつきましては起立採決で決めさせていただきたいと思っておりますので、ご了承願いたいと思っております。

記名投票に賛成の方のご起立をお願いいたします。

起立多数であります。それでは採決は、記名投票で行います。

○議長（白石 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後3時04分から

再開 午後3時04分まで

○議長（白石 洋君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

これより、投票を行います。議場の出入り口を閉鎖します。ただいまの出席議員は16名でございます。次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番 清悦君、2番 岡村茂雄君を指名します。

投票用紙を配布します。念のため申し上げます。賛成の諸君は、賛成と、反対の諸君は、反対と記入してください。なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条により否とみなします。それでは、投票用紙を配布してください。

投票用紙には四角でおおっておりますので、賛成、反対を明記したうえで、その枠の中に自分の名前をお書きください。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配布漏れなしと認めます。次に投票箱を点検します。唘清悦君、岡村茂雄君、前にお進みください。投票箱の確認をお願いいたします。

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いいたします。

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。唘清悦君、岡村茂雄君、開票の立ち合いをお願いします。

投票の結果を報告します。投票総数15票、これは、先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票15票、無効投票0票です。

有効投票のうち賛成11票、

(附田俊仁君、佐々木寿夫君、瀬川左一君、盛田恵津子君、田嶋輝雄君、松本祐一君、二ツ森圭吉君、工藤耕一君、田島政義君、中村正彦君、天間清太郎君)

反対4票です。

(唘清悦君、岡村茂雄君、三上正二君、田嶋弘一君)

以上のおおり、賛成多数です。よって本案は可決されました。議場の閉鎖を解きます。

したがいまして、議案第1号中部上北広域事業組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更については、原案のおおり可決されました。

---

## ○日程第6 議案第2号

○議長(白石 洋君) 日程第6 議案第2号中部上北広域事業組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、を議題といたします。

これより質疑に入ります。発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第2号中部上北広域事業組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○閉会宣言

○議長(白石 洋君) 以上をもって、平成25年第1回七戸町議会臨時会に付議されました事件はすべて議了しました。

これをもって、平成25年第1回七戸町議会臨時会を閉会します。

大変お疲れ様でした。

閉 会 午後3時13分

以上の会議録は、事務局長佐野尚の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成25年2月1日

上北郡七戸町議会 議長

議員

議員